



# かしま 市議会だより

No.7

KASAMA

2007. 11. 12



ラッキーボールプレゼント(ふるさと友部まつり 10/13、14開催)

## CONTENTS

### 平成19年第3回定例会 & 第3回臨時会

- 提出議案等の審議結果…………… 3
- 18年度決算認定(決算特別委員会)…… 4
- 常任委員会審査内容…………… 5
- 市政を問う！一般質問…………… 8

# 18年度決算や19年度補正予算、 教育予算の拡充を求める意見書 など 全議案を原案のとおり認定・可決!

平成 19 年第 3 回笠間市議会定例会が、9 月 3 日から開催されました。初日の 3 日に、会期を 9 月 21 日まで  
の 19 日間と決めた後、請願陳情の委員会付託や提出議案の説明が行われました。

4 日から 5 日までは議案調査・議事整理のため休会とし、6 日は議案に対する質疑があり、所管の常任委員  
会に議案を付託し、審査を行うこととしました。中でも、平成 18 年度決算認定議案を審査するため、決算特  
別委員会が設置されました。

各議案の付託を受けた委員会は、7 日と 10 日に常任委員会、また、6 日と 11 日から 13 日まで、決算特別  
委員会がそれぞれ開催され、議案を審査しました。

その後、14、18、19 日の 3 日間において、12 名の議員が一般質問を行い、  
最終日 21 日、各委員会委員長から議案や請願陳情などの審査の結果報告があり、  
討論・採決を行いました。また、追加議案として提出された教育予算の拡充を求  
める意見書の審議も終え、今期定例会を閉じました。

\*\*\*\*\*

7 月 27 日に第 3 回臨時会が開かれました。笠間市国民健康保険税条例の一部  
改正条例議案を主な内容とするもので、全議案を原案のとおり可決しました。



## 平成 19 年第 3 回笠間市議会定例会 会期日程

	月 日	曜日	時 刻	会 議	主な内容
①	9月3日	月	午前 10 時	本会議	開会、会議録署名議員の指名
					会期の決定
					請願陳情（付託）
					議案上程・提案理由の説明
					議案質疑・討論・採決（議案の一部）
②	4日	火		休 会	議案調査
③	5日	水		休 会	議案調査
④	6日	木	午前 10 時	本会議	議案質疑・委員会付託 決算特別委員会
⑤	7日	金		休 会	常任委員会（総務・土木建設）議会運営委員会
⑥	8日	土		休 会	
⑦	9日	日		休 会	
⑧	10日	月		休 会	常任委員会（文教厚生・産業経済）
⑨	11日	火		休 会	決算特別委員会
⑩	12日	水		休 会	決算特別委員会
⑪	13日	木		休 会	決算特別委員会
⑫	14日	金	午前 10 時	本会議	一般質問
⑬	15日	土			
⑭	16日	日			
⑮	17日	月			
⑯	18日	火	午前 10 時	本会議	一般質問
⑰	19日	水	午前 10 時	本会議	一般質問
⑱	20日	木		休 会	議事整理
⑲	21日	金	午前 10 時	本会議	各委員会委員長報告
					質疑・討論・採決
					追加議案上程 提案理由の説明・議案質疑・討論・採決
					閉会

## 第3回定例会 提出議案 と 審議結果

議案番号等	議案名等	審議結果
認定第 1 号	平成 18 年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定
認定第 2 号	平成 18 年度笠間市笠間水道事業会計決算認定について	原案認定
認定第 3 号	平成 18 年度笠間市友部水道事業会計決算認定について	原案認定
認定第 4 号	平成 18 年度笠間市岩間水道事業会計決算認定について	原案認定
認定第 5 号	平成 18 年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について	原案認定
認定第 6 号	平成 18 年度笠間市立病院事業会計決算認定について	原案認定
議案第 79 号	笠間市政治倫理条例の一部を改正する条例について	原案可決 ★
議案第 80 号	笠間市情報公開条例の一部を改正する条例について	原案可決 ★
議案第 81 号	笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について	原案可決 ★
議案第 82 号	笠間市個人情報保護条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 83 号	あたご天狗の森スカイロジの設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 84 号	笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 85 号	市道路線の廃止及び認定について	原案可決
議案第 86 号	平成 19 年度笠間市一般会計補正予算（第 2 号）	原案可決
議案第 87 号	平成 19 年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
議案第 88 号	平成 19 年度笠間市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
議案第 89 号	平成 19 年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 90 号	平成 19 年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 91 号	平成 19 年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 92 号	平成 19 年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 93 号	平成 19 年度笠間市笠間水道事業会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 94 号	平成 19 年度笠間市友部水道事業会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 95 号	平成 19 年度笠間市岩間水道事業会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 96 号	平成 19 年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 97 号	工事委託契約の変更について	原案可決
議案第 98 号	工事請負契約の締結について	原案可決
議案第 99 号	動産購入契約の締結について	原案可決
請願第19-2号	教育予算の拡充を求める請願	採択
委員会提出 議案第 4 号	教育予算の拡充を求める意見書	原案可決

★ 9/3 議決, その他 9/21 議決

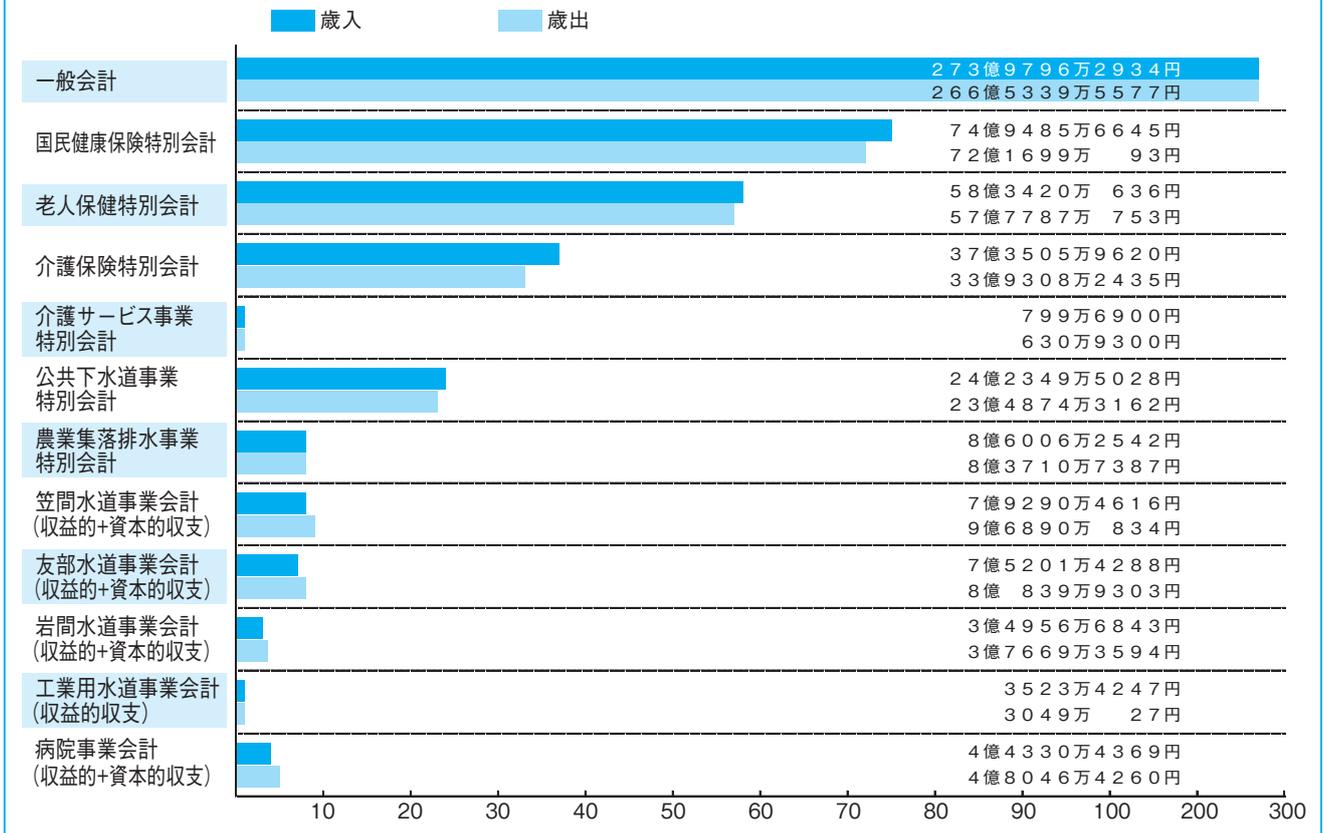
## 第3回臨時会（7/27）提出議案 と 審議結果

議案番号等	議案名等	審議結果
議案第 77 号	笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 78 号	平成 19 年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決

## 18年度決算認定議案を決算特別委員会で審査しました。

一般会計決算をはじめとする平成 18 年度の笠間市全 12 会計決算が、決算特別委員会で慎重に審査されました。各会計の決算額、決算特別委員会での審査内容は、次のとおりとなっています。

### 平成 18 年度各会計決算の状況



**決算特別委員会審査内容**  
 ●開催日：9月6、11、12、13日  
 ●主な質疑事項について  
**11日審査分**  
 一般会計決算のうち、市長公室所管では、男女共同参画社会意識調査の調査結果「コンピュータシステム」の電算事務委託、ポートピア岩間環境整備費に伴う事業、住民基本ネットワークの登録者数。  
 総務部所管では、選挙費に係る減額補正予算の内容、区の補助金や区長の選挙運動の制限、防災無線の保守点検と今後の利活用、財政管理における目的別歳出バランスの作成、償還金の内訳、公用車の売却内容、市税などの滞納対策、特別土地保有税の不能欠損や都市計画税の滞納状況。  
 市民生活部所管では、交通安全対策費と交通安全対策交付金の関係、保健衛生費予防費の委託料1億6000万円余の内容。  
 国民健康保険特別会計決算においては、財政調整基金の今後の見通しと今回5000万円を取り崩した要因。  
 市立病院事業会計決算では、現在の留保資金と医師の数や赤字対策について。  
**12日審査分**  
 一般会計決算のうち、消防本部所管では、非常備消防費に係る特定財源の内容、立ち入り検査の対象建築物、火災報知器の設置指導、消防車両等の車検の発注方法。  
 笠間水道事業会計決算では、水道ビジョン策定に伴う基本計画策定業務委託の内容、給水単価対策、他会計からの繰り入れが多い理由、企業債の返還対策。  
 友部水道事業会計決算では、アスベスト管や鉛管が使用されている距離と布設換えの進捗状況。  
 岩間水道事業会計決算と工業用水道事業会計決算では、特に質疑はなし。  
 公共下水道事業特別会計決算では、18年度末における整備面積、水洗化率、負債と基金の残高、加入率、減額補正予算や不用額。  
 農業集落排水事業特別会計決算では、補正予算の減額の要因、推進協議会補助金の内容。  
 一般会計決算のうち、福祉部所管では、生活保護世帯の実態、障害児親子通園事業、母子家庭の状況、保育料等の滞納者の内訳。  
 介護保険特別会計決算と介護サービス事業特別会計決算では、特に質疑はなし。  
 一般会計決算のうち、産業経済部所管では、間伐促進全体計画調査事業、林道開設事業、市民農園の利用促進、佐白山周辺観光振興事業、愛宕山管理事業等の内容や今後の計画。  
**13日審査分**  
 一般会計決算のうち、教

**決算特別委員会メンバー (8名)**

■委員長：畑岡 進      ■副委員長：藤枝 浩  
 ■委員：蛸澤幸一、野口 圓、鈴木裕士、  
 西山 猛、石松俊雄、杉山一秀

育委員会所管では、笠間市育英基金事業、学校給食における地元素材の使用割合と未収金対策、派遣指導主事配置事業、不登校児童対策事業、適応指導室設置事業、扶助費の不用額、合併に伴い消滅あるいは統合された社会教育団体。  
 都市建設部所管では、道路新設改良費の補正額と不用額の内容、住宅使用料の未収金と対策、岩間地区における河川整備事業の内容。  
 監査委員事務局所管では、増額補正予算の内容  
 ●採決について  
 認定第1号、平成18年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算の認定についてから認定第6号、平成18年度笠間市立病院事業会計決算認定についてまでの6件は全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定した。

# 常任委員会に付託された議案の審査内容です

## 文教厚生委員会

●開催日：9月10日

笠間市の特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例については、笠間市史編  
さん専門委員会を新たに設置するため条  
例の一部を改正するものです。

平成19年度笠間市一般会計補正予算  
(第2号)のうち、当委員会所管事項の  
中で質疑となった主なものは、市民プール  
検査委託料、六戸小学校の用地拡張に伴  
う公有財産購入費、地域集会場建設事業  
補助金、社会福祉協議会補助金、放課後  
児童クラブ運営補助金などです。

平成19年度笠間市国民健康保険特別会  
計予算(第2号)は、人件費と電算業務  
委託料の補正が主なものです。

平成19年度笠間市老人保健特別会計補  
正予算(第2号)は、18年度の決算に伴  
うものが主なものです。

平成19年度笠間市介護保険特別会計補  
正予算(第1号)は、18年度決算に伴う  
繰越金と人件費が主なものです。

平成19年度笠間市介護サービス事業  
特別会計補正予算(第1号)は、18年度  
決算に伴う繰越金などの補正が主なも  
のです。

以上4議案については、特に質疑はあ  
りませんでした。

審査の結果、各議案とも内容を適切な  
ものと認め、全会一致をもって原案のと  
おり可決すべきものと決定しました。

## 産業経済委員会

●開催日：9月10日

あたご天狗の森スカイロッジの設置、管  
理及び運営に関する条例の一部を改正する  
条例については、使用料を指定管理者の収  
入とするための改正です。今回の改正の意  
義や、改正に至った経緯、スカイロッジの  
経営状況、観光協会の管理能力、従業員の  
配置などについて質疑がありました。

平成19年度笠間市一般会計補正予算(第  
2号)では、観光振興基本計画、佐白山周

## 総務委員会

●開催日：9月7日

笠間市個人情報保護条例の一部を改正  
する条例については、実施機関の追加や  
保有情報の存否を明らかにしないことが  
できるなどの改正です。

平成19年度笠間市一般会計補正予算  
(第2号)のうち本委員会所管事項は、  
市長公室、総務部、消防本部関係、  
動産購入契約の締結については、消防  
自動車の購入4台分です。

審査の過程において論議された主な事  
項は、個人情報取り扱い、防災無線の  
現在の問題点や今後の対応策、岩間支所  
庁舎利活用検討委員会からの答申を受け  
ての事務手順、消防自動車のまとめ購入  
による経費節減ができることなどです。

審査の結果、各議案とも内容を適切な  
ものと認め、全会一致をもって原案のと  
おり可決すべきものと決定しました。

辺整備の実施計画の作成、観光ビデオの  
作成、ひょうろ害農産物災害対策の補助金、  
茨城農業元氣アップチャレンジ事業の補助  
金、市民農園の講師謝礼、石岡台地国営事  
業償還補助金や、森林愛護運動推進事業  
補助金などが主な内容です。愛宕山の桜の  
病害虫駆除における面積や駆除方法、茨  
城農業元氣アップチャレンジ事業補助金の  
具体的な内容や、その交付団体について、  
石岡台地国営事業償還補助金の返却先や  
面積などについて質疑がありました。

審査の結果、産業経済委員会へ付託さ  
れた議案については、いずれも全会一致を  
もって、原案のとおり可決すべきものと決  
定しました。

## 土木建設委員会

●開催日：9月7日

市道路線の廃止及び認定については、認  
定路線10路線と廃止路線3路線を内容と  
するものです。開発行為によって認定する  
道路の扱いについて質疑がありました。

平成19年度笠間市一般会計補正予算(第  
2号)は、都市計画図作成事業や、岩間駅  
舎と自由通路の整備など岩間駅周辺整備事  
業関連などについて、継続費の補正を中心  
とする内容のもの。都市計画図のデジタル  
データ化や、岩間駅舎と自由通路整備の今  
後の進捗について質疑がありました。

平成19年度笠間市公共下水道事業特別  
会計補正予算(第1号)は、18年度決算に  
基づく繰越金の増額や、工事請負費から実  
施設計委託料への予算組み換えなどを内容  
とするもの。管きよ実施設計の内容につい

て質疑がありました。

平成19年度笠間市農業集落排水事業特  
別会計補正予算(第1号)は、主に、18年  
度決算に基づく繰越金の増額や、20年度新  
規採択予定の友部北部地区の調査設計委託  
料を増額するもの。友部北部地区の具体的  
な場所と、この友部北部地区への今までの  
予算計上額について質疑がありました。

平成19年度笠間市笠間水道事業会計補  
正予算(第1号)は、主に、土地改良補償  
工事分を20年度へ先送りすることによる受  
託工事費の減額や、市道改良工事に伴う配  
水管布設工事による笠間出張事業費を増額  
するもの。第2次拡張事業などについて質  
疑がありました。

平成19年度笠間市友部水道事業会計補  
正予算(第1号)は、水道料金や、大古山  
橋改良工事に伴う工事費の増が主な内容。  
給水収益と費用の関係と予算の組み方につ  
いて質疑がありました。

平成19年度笠間市岩間水道事業会計補  
正予算(第1号)は、主に、給水収益や、  
補償工事、配水管路設計の増を内容とし、  
平成19年度笠間市工業用水道事業会計補正  
予算(第1号)は、給水収益の増と人件費  
の増を内容とするもの。また、工事委託契  
約の変更については、友部駅の橋上化及び  
自由通路工事の工事完了に伴う契約金額の  
確定によるもの。以上3議案の質疑はあり  
ませんでした。

工事請負契約の締結については、市道  
(反)1級12号線の濁沼川に架かる大古山  
橋の橋りょう上部工の工事請負契約の締結  
するもの。落札率や入札から仮契約までの  
流れについて、また監理業務について質疑  
がありました。

審査の結果、全議案原案のとおり可決す  
べきものと決定しました。



こんなことが  
決まりました!

### 友部駅橋上化及び南北自由通路 新設工事費が確定!

友部駅の橋上化と南北自由通路は、平成 16 年 10 月 21 日に旧友部町が締結した工事委託契約に基づき、JR 東日本へ工事を委託し、整備を進めてきました。施設は、既に 3 月 4 日に供用開始したところですが、その後、残された南口仮駅舎や乗り換え跨線橋の撤去など、契約に基づく工事がすべて完了し、工事委託契約金額が確定しましたので、今回その契約を変更するための議案が提出され、議会は原案のとおり可決しました。

契約の金額は、前の契約金額 28 億 1300 万 2000 円（うち市の負担 26 億 8300 万 2000 円、JR の負担 1 億 3000 万円）を、45 万 2260 円減額変更し、28 億 1254 万 9740 円（うち市の負担 26 億 8254 万 9740 円、JR の負担 1 億 3000 万円）となります。



J R 友部駅の改札口

### 消防団のポンプ自動車を購入!

友部地区消防団 4 分団、9 分団と、岩間地区消防団 2 分団、9 分団のポンプ車を更新するため、その購入契約議案が上程され、議会は原案のとおり可決しました。契約金額は、ポンプ自動車 4 台分で、消費税含めて 3045 万円。契約の相手方は、栃木県鹿沼市横山町上原 267、ジーエムいちほら工業株式会社です。

### 大古山橋の架けがえ工事が進みます!

友部地区から岩間地区へ通じる市道(友)1 級 12 号線の整備に伴って、涸沼川に架かる大古山橋の橋りょう上部工の工事請負契約議案が上程され、議会は原案のとおり可決しました。

一般競争入札の結果、東京都台東区上野 3-21-1、東日本コンクリート株式会社東京営業所と、消費税を含め 1 億 6537 万 5000 円で契約を締結するもので、工事の内容は、橋長 66 m、車道幅員 6m、さらに 3.5 m の両側歩道で全幅 14 m の橋りょうとなり、工期は 20 年 3 月 25 日までとなっています。



完成が待たれる“大古山橋”

### 都市計画図の作成や岩間駅舎整備事業 など予算化! (一般会計補正予算より)

今回の一般会計補正予算は、3 億 6928 万 5000 円を追加し、277 億 311 万 2000 円とするものです。その中では、新規の継続費の設定により、都市計画図の作成事業、JR 岩間駅の駅舎と自由通路の設計事業が予算化されました。都市計画図の作成は 1 億 2000 万円（19 年度 6000 万円、20 年度 6000 万円）。岩間駅舎の設計は 2440 万円（19 年度 110 万円、20 年度 2330 万円）。岩間駅自由通路の設計は 2810 万円（19 年度 120 万円、20 年度 2690 万円）。それぞれ 19 年度と 20 年度の 2 カ年の継続事業として予算化され、今後、事業が進んでいきます。

また、穴戸小学校の敷地拡張に伴う公有財産購入費 4821 万 5000 円が予算化されています。



整備が進められる“J R 岩間駅”

## 請願の採択を受けて、意見書を可決

今期定例会に上程された請願 19-2 号は、付託された文教厚生委員会での審査を経て、採択されました。

### ■請願名：教育予算の拡充を求める請願（請願 19-2 号）

この請願の採択を受けて、議会は、意見書を可決、国の関係機関へ送付しました。その内容は以下のとおりです。



### ■教育予算の拡充を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤作りにとってきわめて重要なことである。

現在、多くの都道府県で、児童生徒の実態に応じ、きめ細かな対応ができるようにするために、少人数教育が実施されているが、保護者や子どもたちから大変有益であるとされている。

茨城県でも「のびのびいばらきっ子プラン」として、小学校1・2学年で、少人数学級やティーム・ティーチングによるきめ細かな指導ができるよう、学級編成の弾力化等県単独事業を実施している。

しかし、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体独自に少人数教育を推進することに限界がある。

このため、学校施設などを含めて教育条件の地域間格差も拡がりつつある。一方、奨学援助受給者の増大に現れているように、低所得者層の拡大・固定化が進んでいる。

自治体の財政力や保護者の家計の違いによって、セーフティーネットとして子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはならない。

日本の教育予算は、GDP比に占める教育費の割合や教職員数等に見られるように、OECD諸国に比べ脆弱と言わざるを得ない。

教育は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、ひとしく良質な教育が受けられる必要がある。

そのため、教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要がある。

そうした理由から、政府においては次の事項を実施するよう要望する。

- ① 義務制第8次・高校第7次教職員定数改善計画を実施すること。
- ② 義務教育費国庫負担制度について、制度を堅持すること。
- ③ 学校施設整備費、就学援助・奨学金など教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。
- ④ 教職員に人材を確保するため、教職員給与の財源を確保・充実すること。

## ●永年の功績に対して



市議会議員として15年、市政の振興に努められ、その功績により、杉山一秀議員が全国市議会議長会と茨城県市議会議長会より表彰されました。

## 議会日誌

### ■8月

- 1日 福島県郡山市議会 来訪
- 21日 議員全員協議会
- 21日 議員定数等調査特別委員会
- 23日 議会運営委員会
- 29日 茨城地方広域環境事務組合 定例会

### ■9月

- 3日～21日 第3回定例会
- 6日 全員協議会
- 6日 決算特別委員会
- 7日 総務委員会
- 7日 土木建設委員会
- 7日 議会運営委員会
- 10日 文教厚生委員会
- 10日 産業経済委員会
- 11～13日 決算特別委員会
- 13日 土浦市議会 来訪

### ■10月

- 2日～4日 総務委員会 行政視察研修
- 4日 香川県坂出市議会 来訪
- 10日～12日 文教厚生委員会 行政視察研修
- 12日 筑北環境衛生組合議会 定例会
- 15日 議会運営委員会
- 16日 石岡市議会 来訪
- 22日 全員協議会
- 25日 議会だより編集委員会
- 25日 笠間地方広域事務組合 定例会
- 30日 熊本県宇城市議会 来訪
- 30日～31日 議会運営委員会 行政視察研修





●友部駅北口の改良について

**問**

JR友部駅の増設が完成し、北口が開設された。さぞ住民の方々が喜んでおられるものと思うが、実際には今も十分に改良されず、北口の入り口道路がさきちゃんという状況では、住民が喜ぶどころか、最近では、笠間市の行政は何をやっているんだなどと言っている。JRとの兼ね合いや、土地の買い上げなどうまくいかない点も多々あるかと思うが、一日も早くさきちゃんとした形を整えてほしい。この改良はいつごろまでに実施していくのか、その計画について伺う。

**答**

都市建設部長

友部駅橋上駅舎と南北自由通路の供用開始にあわせ、北口広場の工事も暫定的に進めてきた。橋上駅舎の供用開始後、これまで使われてきた乗りかえ踏線橋の撤去により、広場の工事を中止していたが、現在、撤去工事も終了し、10月中旬の着工を目指し、現在設計を進めており、本年度中には広場を完成させたい。

なお、北口広場から県道杉崎友部線までの区間や、県道杉崎友部線から1級1号線に至る延長340mの都市計画道路友部駅北線については、本年度160分、残りを20年度に整備

備し、完成する考えである。

●本戸地内の県道稲田友部線道路改良について

**問**

県道稲田友部線のの中の本戸地区香取神社前の道路について、一部にU字溝が敷設されておらず、周辺の住民から、雨水などを流すときに非常に不便を来しているという話がある。この区間はわずか100m程度であり、人家も密集しているため、一日も早くU字溝を敷設してほしいと願っている。現在、どのようにしているのか。

**答**

都市建設部長

このU字溝が設置されていない箇所は、道路の縦断勾配として一番高いところになることから、道路の排水量も少なく、L型側溝で十分路面排水の処理ができるということであり、道路側溝としての機能は果たしていると考えている。また、西側にバイパス計画があり、完成することによって、さらに排水機能も整備される。県と一体となり、早期完成に向け、努力している。

●県道真端水戸線、大橋池野辺間の整備について

**問**

この道路については、いままでに改良して

もらえず、大変困っている。質問するたびに、この次は必ず行うと言って今日まで過ぎてきたわけである。この道路は市道ではなく県道だから、本市の担当でも強く要望するのではないよな、そんな気がしてならない。本市内を走る県道なので、もっと真剣に要望してほしいと思う。現在の考えを伺う。

**答**

都市建設部長

県道真端水戸線は、県事業であるが、大橋地区で、全延長2150mのうち、未整備区間である吉田神社から西に向かう延長650mについてはすでに、16年度から事業に着手し、18年度には延長310mが工事完了した。残り延長340mは本年度完了する予定であり、これで大橋地区はすべて改良済みとなる。

また、池野辺地区では、富士カントリーゴルフ倶楽部付近から池野辺地区に向かう全長延長1820mのうち、1620mで18年度に用地測量を完了している。今年度、事業地内の境界未定の地図訂正、さらには地籍更正の手続きを完了するよう努力しており、完了次第、一部用地買収に着手する予定である。なお、池野辺地区については、笠間市としては重要な路線であるので今後とも引き続き本市が先頭になり、用地買収を県と協力しながら進めていき、早期完成を図るよう努力していきたい。

●茨城県畜産試験場跡地について

**問**

茨城県畜産試験場跡地に茨城県庁が誘致されるのか、笠間市庁舎ができるのか、また福祉施設や公民館、体育館が建つといった言葉が以前から横行していた。市民の中には、本市内にある土地だから、市民の意見を聞きながら十分に活用してほしいとの要請がある。しかし、何年たっても何の変化もなく、いまだにそのままの状態となっており、市民の意見を取り入れ、計画を立ててほしいが、現在どのような状況になっているのか。

**答**

市長公室長

39aある畜産試験場跡地は、その位置的な面からも、今後の魅力あるまちづくりを進めていく上で重要となる土地であると認識し、総合計画において、積極的な活用の促進という観点で位置づけている。

県は、売却という方針もある中で、18年3月に土地利用素案を取りまとめたが、一方で地元の意見を尊重するという考えに立ち、今後本市と十分協議した上で利活用方



JR友部駅北口広場

針を決定していくという。新市発足後、県と協議調整しているが、市内部においても検討チームを設置し、利活用策について協議している。また、現在策定を進めている都市計画マスタープランのアンケート調査でも、この跡地について自由な意見を求める項目を設けるなど、本市独自の検討を進めている。跡地の利活用では、雨水排水整備といった多額の費用を要する大きな課題もある。これらの課題なども踏まえながらの検討となる以上、時間を要する部分があるが、今後本市にとって効果的な利活用の実現に向けて独自の検討も進めながら、県と協議していく。



●税の収納率対策について

問

18年度決算書によると、税の滞納額は20億5213万7970円となり、これに水道料金、下水道事業負担金、保育料などを合わせると、もっと滞納額は増える。徴収率も低迷しており、その背景には、徴税職員の不足、滞納処分の不十分さがあると思われる。収納率を高めるため、どのような対策をたっているのか。また専門職員の配置、担当課の設置、差し押さえや競売のような滞納処分など、具体的対応策をとる考えがあるのか。不納又損処分した額と処分した理由について伺いたい。

答

総務部長  
18年度の決算における未収金の額は24億1055万6000円。滞納整理は特別滞納整理や、水戸県税事務所との共同滞納整理を行い、特に高額滞納者、悪質滞納者については、茨城租税債権管理機構への事業移管を行っている。本年7月に市税等収納特別対策本部を設置し、全庁的に連携を図り効率的な収納対策を実施している。具体的には、忘れ未納者に対する文書や電話による催告、応じない者には、法の定めに基づき差し押さえなどの処分の実施。また、関係課との連携を密にして、共同で実施可能なものは共同で行っ

ている。さらに、滞納者への行政サービスの制限と滞納者との取引停止処分の実施に向け条例の整備を進めている。本年度タイヤロックを購入し、納付催告に応じない者や確約不履行者について、自動車のタイヤロックを実施していく。また、今議会で提案した「18」収納を来年4月から実施することにより、納税者の利便性を高め、収納率の向上に努めていきたい。また、今年度より市税等徴収嘱託員を1名増員し10名とし、上下水道徴収嘱託員も3名を配置し収納体制を強化している。専門職員の配置は、合併時から滞納処分について徴収指導員1名より指導助言を得ており、本年度から、県との人事交流で県税税務職員1名を迎えている。さらに、合併時に滞納処分を専門とした納税課を新設、本年度より職員を3名増員し組織の強化を図っており、今後さらに滞納処分の強化を推進していく。

18年度の差し押さえ件数は33件。このうち差し押さえ後6件が完納となり解除した。公表については茨城租税債権管理機構へ26件の事業を移管した。今後は民間のインターネットオークションなどを活用した公売も検討していきたい。18年度の不納欠損処分した理由などについては、差し押さえ財産に市税などに優先する金融債権、抵当権などがあり徴収することができない場合、滞納処分ができる財産がない場合、生活困窮者の場合も所在、財産とも不明である場合などがある。不納欠損処分した額は市税で合計16888件、2億8469万2108円、国保で6034件、8343万514円。合わせて23222件、3億8812万2622円になる。

問

他の市町村から比べると、本市の滞納整理に甘さを感じる。例えば実際に財産を差し押さえた話はない。それだけ数が少ないという点ではないか。他市においては、固定資産税滞納者に対する市の財産差し押さえの様子がテレビで映し出されたり、ある市では、滞納者が所有する車に移動を不能にするタイヤロックを装着し差し押さえたと発表している。この市では、納税に心しない滞納者43人に対し差し押さえやタイヤロック装着を予告する通知文書を発送し、16人が納税を誓約したそうである。本市での今後のより具体的な対策を伺いたい。

答

総務部長  
本市としても合併と同時に滞納処理問題が重大な課題であると十分認識しており、担当課の新設、職員の増員と体制の強化を図り現在進めてきている。17年度、おむね旧市町での市税徴収未済が約12億9000万円の合計額に対し、18年度では10億8500万

円ほどに減少させている。率にして0.6%の収納率の増加である。そうした努力を重ね現在のこの収納対策について強化し進めている。

問

先日の茨城新聞に、保育料の滞納がゼロである牛久市の記事があったが、牛久市児童福祉課では、保護者と毎日顔を合わせる保育所の職員に、未納通知書を渡してもらいという方法をとっているそうである。本市でもこの方法を導入してはどうか。

答

福祉部長  
牛久市の保護者に対する呼びかけについては大変効果的な方法であると考え、本市でも早速取り入れ、5月から実施していく。

問

税の平等とはいっても、税金をまとも

答

市長  
きちんと納税している市民に不公平感を持たれないような公正な徴収をしていきたい。そのために、全庁的に対策本部で連携をとり徴収を進め、しっかりとした結果を出していきたい。また、特に悪質なものについては、徴収を強化していきたいと考えている。



悪質滞納に効果が期待される「自動車のタイヤロック」



●後期高齢者医療制度について

問

①この制度の本市の対象者数は、年金が月1万5000円以下で引きされない人、無年金者の保険料はいくらになるのか。②この制度では75歳以上に対しても資格証明書が発行される。実行すべきではないと思うが。③月議会で示された保険料試算月6200円は正しいのか。④低所得者への独自の軽減措置が必要では。⑤事務はどの部署で担当し、費用は発生するのか。

答

保健衛生部長

①本市の対象者数は9077名。国の試算では、本市で1800人程度が普通徴取になると考えられる。無年金者については把握が困難。保険料は、例えば夫婦それぞれの基礎年金額が79万円の受給者の場合、それぞれ保険料月額9000円となる。②公費や現役世代からの支援をいただきながら、自らも制度の担い手として一人ひとりが保険料を負担することになる。資格証明制度は、被保険者間の公平が損なわれることから設けられるもの。適正な運営に必要な制度と考える。③国の試算月額6200円。今後茨城県広域連合で決定の予定。本市独自の軽減措置は考えていない。④現在の老人保健担当課や、今後の国民健康保険とのかわりから、国民健康保険と運動した方がよいと考えている。費用は、広域連合との情報通信に必要な電算機器整備や、保険証、保険料納付書などの郵送料、徴収事務経費などが考えられる。

●補助金交付基準やその実績報告について

問

①18年度補助金交付金実績報告書上、団体名のほか、代表者や構成員、設立目的などを記載すべきでは。②交付基準の中間答申が出された。今後の交付基準はどのようになるのか。

答

総務部長

①実績報告書は団体に對するもの以外に個人に對する補助金も多数ある。個人情報保護の観点から、氏名などは掲載しないというところで、様式を統一した。また設立目的と事業概要は重複する部分が多く、記載の必要はないと考えている。②補助金交付基準は、今年3月に補助金等検討委員会から中間答申があり、現在の問題点、審査基準、見直し基準などが示された検討中であり、10月末の答申を待つて決定していきたい。

●新交通システムについて

問

①このシステムでは、原則的に全市を七つに分割したエリア内の移動を中心とする。他のエリアに行く

場合どうなるのか。②高齢者や障害者の場合、乗り継ぎや待ち時間は負担が大きく、直通で利用できるようなシステムにならないか。③現在運行している福祉バスとの関連は。

答

市長公室長

①アンケート調査の結果、移動の範囲は住まいの各市街地までの傾向が非常に高いことから、今回のエリア案に至った。各エリアに配置する車両に相互に乗り入れを行うエリアとなる各地区の市街地などで乗り継ぎ、移動することを想定している。②市内のごくへでも一回の乗車で移動できるのが理想ではあるが、市域、移動時間、鉄道などの利用などの観点から、七つのエリアに符合した。また少ない負担での移動を可能とするために、予約乗り合いによる運行システムである以上、到着時刻の確約は大変難しいが、乗り継ぎする場合においても、2時間以内を想定している。利用者の理解と協力を求めていきたい。③現在の福祉バスは、利用者の動向などを見て、併用期間をおいた上で、新交通システムへ切りかえたい。

●エコフロンティアかさまについて

問

①エコフロンティアかさまの地震対策はどのようになっているのか。②6月6日

答

市民生活部長

①埋め立て地の掘戻は地震動を見込み構造設計され、また建物は震度7に対応する施設。十分に安全であり、さらなる地震対策は考えていないと事業団より報告されている。②炉の停止を伴う修理の場合は事業団より事前に報告されている。今回の9件については補修であり、事故とは考えていない。炉の周辺機器の修理は、早期発見し速やかに補修しており、今後も事業団とともに、安全確保に努めていく。③具体的な防災対策は、空間防災害体制マニュアルに準じ、消防署などと連携して市民の安全確保を図っていく。

●市税のコンビニ収納実施について

問

①多額の経費を掛けるのか疑問。本市の見解は。②滞納者が納付できるきめ細かな対応こそが収納率を上げるのでは。慎重に検討し、来年4月からの実施は見合わせるべきでは。

答

総務部長

①県が本年度より実施した自動車税で、納期内納付率が約4%増加したと聞く。また昨年からの実施している本市の水道料金も徴収率が約2%増加した。また、本年度から実施している神栖市などでの利用者増加を踏まえ、本市では推計で1%程度の収納率の増加を期待している。20年度は、本市を含め9市が導入予定であり、22市町村で導入を検討中。市民からも、県の自動車税での実施により、市税もという問い合わせが多数あった。納付機会を広げることにより、納税者の利便性を高め、収納率の向上が期待できると考え、「コンビニ」収納は必要。②納期限後の督促状や文書催告で納税を促し、納税相談も随時受け付け、市役所に来られない方には、自宅訪問をしている。仕事の関係で平日来庁できない人のために、窓口の時間延長をしている。「コンビニ」収納により、納付機会が増え、よききめ細かい対応ができる。 ※以上のほかに、「農山間地の活性化とイノシシ、ハクビシン対策」についても質問しております。



補助金・交付金実績報告書



●介護保険について

**問**

06年4月に介護保険法の改定があり、要介護1の多くの方が要支援2・1に移され、必要な介護サービスが受けられず、困っている。要介護1から要支援2・1になつた方々の実態を市は調査把握しているのか。

**答**

福祉部長  
19年7月現在、要支援1が1909名、要支援2が3206名、要介護1が449名認定しており、それぞれ実態を把握している。

**問**

これまでの予防プランの評価はどうなっているのか。また審査会はやりっぱなしでなく、その結果どうなったか、どのような影響を与えたのか事例を検証すべきでは。

**答**

福祉部長  
要支援認定者の計画・ケアプランの評価については、評価基準があり、その基準により行っている。詳しくは、指定介護予防支援等の人員並びに運営及び指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に基づき行っている。また、介護審査会において、それぞれ一人一人介護認定度に応じ、3カ月ごとに評価している。

**問**

独居老人、日中独居老人の状況確認はどのように行っているか。

**答**

福祉部長  
民生委員・児童委員の方々に協力いただき、年一回調査している。また、安否確認や緊急通報システムにより、市の方で見守りを行っている。日中独居老人の調査確認はしていないが、介護認定の審査の結果の表や介護サービスを受けたときの情報などにより、それぞれの独居老人の方の確認を行っている。

**問**

介護を支える人の労働条件がますます悪化し、人材不足が起こっているのではないか。制度の存続にもかかわってくる。待遇改善を求め、見解を伺う。

**答**

福祉部長  
介護界の人材不足などの問題が報道されている中で、厚生労働省は、今年の夏にそれらに対処すべく、人材確保に関する指針をまとめ、関係するところに通知している。その内容は、以前からあった指針を見直すものであり、具体的内容がそれぞれ示されている。その中に市の役割も記載されており、その内容により迅速に取り組んでいきたい。

●西町跨線人道橋について

**問**

常盤線と水戸線をまたぐ西町跨線人道橋は、現在小学生の通学路として利用されているが、何年も手入

れがされておらず、塗装もけ、さびが目立つ。このままでは景観も悪く、腐食が進み、安全面でも心配である。この跨線橋を、これからも将来にわたって使用するのか、それとも撤去を予定しているのか。景観、耐震化とあわせ、安全性の点からどのような管理方針を持っているのか。

**答**

都市建設部長  
遮断時間が長いことや踏切の幅員が狭いことから、昭和44年に歩行者用として跨線橋を建設した。その後、昭和58年に再塗装工事を行ったが、その塗装の劣化や老朽化が目立ってきている。平成7年度に踏切が拡幅改良され、また、本年3月には友部駅自由通路が開設されたことにより、跨線橋の利用者が減少しているのは事実である。このような状況の中で、JR東日本と協議検討し、また、利用者の7割が児童であることから、南友部地区の区長と懇談し、さらにPTA、保護者の意見を伺った結果、児童の安全を最優先と考え、杉崎友部線の歩道の整備が完成した段階において撤去するという事になっている。また、人道橋の安全性については、目視による点検によると、さびは進みつつあるが、表面的なさびとさびとことわりあり、当面は安全であると判断している。今後、撤去するまでの間、必要があれば補修しながら安全の確保に努めたい。

●住宅耐震診断について

**問**

今年も大きな地震災害が相次いだ。震災犠牲者の多くが倒壊建物の下敷きになっており、住宅の耐震化が欠かせない。県内でも耐震診断補助事業を実施している自治体が増えているが、本市でも、耐震診断補助事業に取り組むべきと考える。また、診断の結果、耐震補強の必要なものについては工事費の一部を助成し、耐震改修が進むよう取り組むべきと考える。見解を伺う。

**答**

都市建設部長  
県は、昭和56年の5月31日以前に着工された木造住宅の耐震診断事業を実施する市町村に対して、補助する制度を設けている。現在、24市町村で、国の補助と合わせ所有者が一部負担しながら耐震診断士派遣事業を実施している。本市においては、耐震診断の促進策は、現在講じていないが、この国庫補助制度を活用していく上では、まず耐震改修促進計画を立てなければならぬことにならなければならない。

また、県は今後もこの補助制度について継続していくかどうか、現在検討中のものである。本市では、これら県の動向を見ながら、検討していく必要があると考えている。

また、耐震改修費に対する交付制度を採用しているのは、県内では24市町村のうち1団体のみであり、耐震家屋が昭和56年5月31日以前に着工した建物とすることで、築後相当経過していることもあるので、建物の補強は、それぞれ個々の相違がある。そういう中で、本市では、改修費までの補助をすることは当面困難であると考えている。



主に通学児童が利用する「西町跨線人道橋」



●現状は良くても問題は10年後

**問** 『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』が成立し、地方公共団体の新しい財政再建制度が整備されることになった。

**答** ①18年度決算でこの法律の財政指標（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）を試算したらどうなるのか。②水道事業などの企業債を含めた市債の総額、その内金利が5%以上のものはどれくらいあるのか。

**答**

総務部長

①「実質赤字比率」(一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率)は0。「連結実質赤字比率」(全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率)は△2.26%(2.26%の赤字)。「実質公債費比率」は13.3%。「将来負担比率」は算出のための指標などについて国が調整を行っている段階なので、試算は難しい。②18年度決算の地方債残高は約521億円(一人当たり約3万9000円)。(そのうち金利が5%以上のもは、一般会計で約11億3000万円、下水道事業で約33億2000万円、水道事業で約7億3200万円、病院事業で約43000万円、合計約62億6000万円。

**問**

①本市としての「高金利対策」は。②合併特例が切れる10年後から5年間で地方交付税交付額が少なくなるが、それを見据えた「経常収支比率」や「実質公債費比率」の数値的な目処は。

**答**

総務部長

①合併以前に「笠間水道事業」の7%以上の公営企業金融庫資金からの借り入れについて繰り上げ償還を行った。今年度は国の「平成19年度公的資金補償金免除繰上償還等実施要綱」に基づいて、政府資金と公営企業金融庫資金について、一般会計は6%を超える6億9800万円、下水道は5%を超える5億5800万円、病院は6%を超える約43000万円、合計約57億9900万円について繰り上げ償還の事務を進めている。②「実質公債費比率」が18%未満、「経常収支比率」は90%以下だった。

**問**

①19年度作成予定の「財政計画」の策定状況と「わかりやすいかさまの予算」に「バランスシート」や「企業会計の現状」などを入れられないかどうかが聞きたい。②客観的監査をするためには包括外部監査が必要不可欠と思うが、いかがか。

**答**

総務部長

①笠間市総合計画に基づいた「財政計画」を、10月中旬

を目処に現在策定中である。「わかりやすいかさまの予算」については、決算の資料の部分と予算の部分を一冊にするのがいいの、別々に作成していく方がいいのか検討して、市民にわかりやすい形で作成していきたい。②本年度から監査委員を1名増やして充実強化を図ったところなので、外部監査制度の導入は考えていない。

●図書購入費の保護者負担はやめるべき

**問**

①地方交付税充当分が、図書購入費として各小中学校に配分されているか。②図書購入費用の保護者負担の状況は。③「学校図書館図書標準」と比較した各学校の蔵書の現状は。④子どもの読書支援活動の取り組みは。⑤市立図書館と学校図書館の連携の現状は。

**答**

教育次長

①19年度は、小学校費で672万7000円の交付税措置額に対し625万5000円、中学校費で508万7000円の交付税措置額に対し290万円の予算措置を行っている。②保護者負担は、小学校8校、中学校2校でいただいている。③図書の整備状況は18年度調査によると、標準冊数と比較して小学校は平均で104%、中学校は平均で81%の達成率となっている。全国平均は小学校

38%、中学校32%なので、笠間市は全国的に上位の方。④現在「子ども読書活動推進計画策定委員会」を設置し、「笠間市子ども読書活動推進計画」の策定を進めているところ。⑤市立図書館では、調べ学習・総合的な学習活動への支援として児童・教師向け「図書館利用ガイド」「利用案内」や「資料取り置き申し込み用紙」を配布し、各学校からの要求に応じた図書資料の提供に取り組んでいる。さらに市立図書館利用促進のためにボランティアとの共同による学校や施設などでの「お話し会」や「ブックトーク」などを実施するとともに、図書館見学や職場体験学習

**問**

保護者負担している学校があるということ、学校間にアンバランスがあるということではないか。学校の違いによって、図書費を負担するのは不公平ではないか。

**答**

教育長

基本的には保護者の負担は避けるべきだと考えている。公平性ということからも課題があるので、PTAや学校などを通して相談しながら、できるだけ予算の中で解消できるよう努力していきたい。



友部第二小学校の図書室



●戦没者追悼式に子どもたちの参列を

問

去る8月22日、笠間市戦没者追悼式が、多数の参列者のもとで厳粛に執り行われ、戦没者のみたまに追悼の意を込め、恒久平和を祈念したことを大変うれしく思う。

今回、遺族会や参列者の方から、立派な式典だったと言葉があった。今回の式に参列し、立派な式典の中に、何か物足りない感じというか、寂しい思いをした。それは、参列者に、未だの日本を背負う子どもたちの姿が見られなかったことである。戦争の悲惨さ、二度としてはならない戦争、恒久平和を子どもたちに伝えていくことは、我々大人の責任である。来年度に執り行う式典から、子どもたちの参列をぜひとも期待し、市長、教育長の考えを伺う。

答

市長

去る8月22日に、笠間市戦没者追悼式を開催させていただきました。議員をはじめ約300名の方々にご出席をいただき、改めてお礼を申し上げます。

合併して初めて、本市としては、戦没者追悼式を行ったわけであるが、多くの市民に参列していただきたいと願い、遺族会連合会をはじめホームページや広報紙などで広報してきたところである。

答

教育長

来年も、多くの方が参列していただけるよう、創意工夫しながら、積極的に呼びかけていきたいと考えており、これらの式典を通じて恒久平和を願っていきたい。

平和な国際社会を築き上げるという使命感を育てることは、学校教育では欠かすことができない目標の一つになっている。そのため、各学校では、戦争の悲惨さや平和の大切さを学ぶために、国語科や社会科などの教科ばかりでなくて、戦争体験者の話を伺うなどの活動を通して、実施しているところである。

このような意味からも、市で実施する戦没者追悼式に子どもたちが参加するのは意義あることと考える。式典の趣旨ややり方などを考慮しながら、よりよい子どもたちの参加の方法について、協議しながら検討していきたい。

●笠間市の防災対策について

問

我が国では、いつどこで天災に見舞われるかわからない。また、先日の台風9号は関東地方を直撃したが、本市では、幸い被害は少なく安堵したところである。しかし、国内では、地震、台風による災害の被害が拡大している。

多くの被害を出している。各地での被害状況をテレビなどで見ていると、その悲惨さに目を覆うばかりである。復旧には多大な労力と出費が強いられている。災害に対して自主防災は重要であるが、個々として守り切るものではない。

答

総務部長

市民の生命や財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減することにより、安心して暮らせるまちを築いていくことが、行政として最も大切で重要なことであると考えている。

このような中において、本市における各種災害に対応するための基本的かつ総合的な計画として、笠間市地域防災計画の策定を進めているところである。この計画は、災害対策基本法に基づき、国の防災基本計画、茨城県地域防災計画と連携し、本市の地域に係る災害対策を実施するに当たり、市や防災関係機関が、その全機能を発揮して市民を災害から保護するための事項を定めることにより、防災の万全を期すことを目的として策定するものである。

計画の概要として、地震災害、風水害の対応を二つの柱として、災害予防計画、災害応急対策、災害復旧計画などから構成されている。策定作業は、市民の意見を聞くパブリックコメントが既に終了し、現在は、県と事前協議を行っているところである。協議が終了後、市民や県の意見を反映させた修正案

を、次回の防災会議において審議いただき、11月ごろをめどに策定していきたい。策定後においては、できるだけ早めに、市民向けのパンフレットなどを作成し、周知に努める。



8月22日行われた“戦没者追悼式”

また、災害時における初動体制を確立するために、職員初動マニュアルを、18年度に作成している。本年6月には、震度5の地震発生を想定した災害時の職員参集訓練を実施したところである。

今後とも防災関係機関などの連携強化を図るための県防災情報システムの活用、市民の防災意識啓発や自主防災組織の育成、高齢者など災害時に援護を要する方々に配慮した避難対策の充実などの対策を推進し、安心して暮らせる地域社会の構築に努めていきたい。



●美しい笠間市づくりと教育問題について

**問** 美しい国づくりイコール美しい地域づくりであり、その根幹をなす人格づくりは教育再生かと思う。また将来を担う子どもたちの教育諸政策において、人としての人格づくり、公共心、道徳心、つまり倫理はぜひとも必要かと思う。そこで、今や見る影もない公共心、道徳心の教育をどのように進めるのか、これを軸に教育の総合的な本市の見解を伺う。

**答** 美しい国づくりは、美しい地域づくり。そして美しい地域づくりは、地域が活力に満ちあふれている地域であるというところが重要だと私は思っています。そういう観点から、美しい笠間づくりを考えた場合には、本市の持つ歴史や文化、自然、風土そして市民の郷土愛、そして伝統的な価値観を大切にすることが重要であると考えています。

さらに、総合計画の着実な実施を図っていく中で、本市の持つ広域交通網を活用し、人物、情報などの交流の拠点づくりを進めることも、豊かな地域資源を生かし、産業の振興を図っていくことが、美しい笠間づくりにつながっていくものと考えています。また、人間づくりというのは、私も大変重要だと思っ

ており、教育の重要性を、この多様化した時代の中で改めて認識し、教育にも力を注いでいきたい。

**答** 教育長 子どもたちを取り巻く社会環境は、大きく変化し、子どもたちによる犯罪の低年齢化や凶悪化が社会問題になっており、全国的に、道徳心や命の大切さ、思いやりを育てる心の教育の充実が重要な課題となっている。そのため、各学校では毎週1時間実施している道徳の授業を充実していく。

しかしながら、公共心、道徳心の育成には、さまざまな感情が芽生える乳幼児期の家庭教育が最も重要になる。これまでも基本的な社会習慣は、家庭のしつけとして子どもたちに伝えられてきたが、今般改正された教育基本法の中に、家庭教育の部分が新たに付け加えられ、当教育委員会としても、家庭教育の一層の充実を図るため、市内の保育所、幼稚園、小中学校の40カ所に家庭教育学級を設け、子育てに関する研修会を実施し、家庭と学校などが連携し、子どもたちの公共心、道徳心の向上に努めている。

●消防、救急体制について

**問** 奈良県下において、救急連携システムの三

スにより、患者を3時間余り連れ回す事件は記憶に新しいところ。また、首都直下型地震が予測され、日本列島イコール火山列島、いつどこで何が起きても不思議ではない。本市の救急連携システムは万全なのか。

**答** 消防長 本市でもし災害が発生した場合、茨城県広域消防相互応援協定に基づき、協定市町村長などに対して、応援要請を行う。しかし、一つの都道府県でその災害に対処できないときは、緊急消防援助隊を要請する。緊急消防援助隊は阪神淡路大震災を契機に、大災害における人命救助活動をより効果的に行うために整備された全国の相互応援体制である。本市消防本部でも、緊急消防援助隊に登録しており、万全の体制をとっている。

今後は、災害に強い地域づくりのために、消防署、消防団活動体制の充実強化、さらに事業所の防火管理の充実など、消防力を最大限に発揮できるよう努めていく。

**問** 消防精神イコール軍隊精神と私は理解している。いざ出動要請が発動されると、1分1秒を競って現場に急行し、その任に当たるのが最大の任務かと思う。そのような現場を預かる職務を理解しないで、一般事務職員と同様に、食事ばつこのごとの職務規程を楯に訓示した署長がいると聞い

ている。現場は戦場と理解し、腹が減っては戦はできぬということわざもある。現に、署員は食事抜きでたびたび出動しているようにも聞く。その事情をどのように考えているのか。

**答** 消防長 消防は、各種の災害に、昼夜の別なく対処することができる勤務体制を確保している。職員の充足率は、59.8%、人口対比では若干県平均を上回っているが、救急出動が年々増加の状況にあり、出動件数の増加とともに、職員の負担も増えつつある。まず、仮眠時間が少ない、現場においてのトラブル、遠方に搬送した場合などの場合は、救急隊員の心身の疲労回復、事故防止の観点から、当直長の判断で隊員の一部を交代するなど指示している。また、隊員の負担軽減に対処する適正な労務管理に努めているが、今後重要課題として認識し、対処して

いきたい。また、消防署員は階級のある公安職である。縦割りの世界であるので、上司の命令には、よほどの過ちがなければ従わなければならない。それでは、組織業務は成り立たない。署員は、消防職を選択して職業につき、消防学校での訓練などで鍛えられてきたので十分理解していると思う。また、署員相互の信頼関係は、24時間勤務体制の中、平素から、上司、部下のコミュニケーションなどにより構築している。訓示の内容は、災害現場での事案や飲酒運転を言めた非番時の行動など幅広く行っているが、これらは組織をよくするためなので、理解願いたい。また、消防組織法に基づき消防委員会制度もある。消防職員から、勤務条件や福利厚生などの意見を幅広く求め、審議し、改善を行っている。



笠間市総合計画のダイジェスト版パンフレット



茨城中央工業団地  
(笠間地区)の現状とは

**問** 茨城中央工業団地  
(笠間地区)に対する  
国、県、本市の基本的な考え方を  
伺う。また、現在の企業への  
誘致状況は。さらに県と本市の  
誘致作業の連携はどのように  
行っているのか。

**答** 産業経済部長  
この工業団地は、流通  
業務団地造成事業として県が主  
体となり実施してきた。社会や  
経済情勢の急激な変化に対応す  
るため、幅広い業種の立地を可  
能にし、名称を総合流通センター  
から現在の名称に変更した。本  
市としても、重要案件として位  
置づけ、早期着工に向けて事業  
促進を図っていききたい。県では、  
アンケート調査や現地視察会な  
ど、幅広い企業を対象に誘致活  
動をしている。また、首都圏の  
多くの企業に、当地区の立地の  
優位性について体感してもらう  
ための茨城産業視察会を毎年県  
と市で共催している。進出企業  
への優遇制度として県税の法人  
事業税、不動産取得税の課税免  
除に加え、固定資産税の3年間  
の減免措置を実施している。

本市における東大  
牧場の位置づけとは

**問** 旧笠間町にある東大  
牧場の国、県、本市で

の位置づけと現在の運営状況に  
ついて伺う。また具体的に本市  
に貢献している点とは何か。さ  
らに今後、本市として提案して  
いくことはあるのか。

**答** 産業経済部長  
この「東京大学大学院  
農学生命科学研究科高等動物教  
育研究センター附属牧場」は、教  
育、研究、業務の三つのテーマの  
もと運営されている。社会に貢  
献する教育の一環として、動物と  
の触れ合いを通じての研修会や  
講習会を開催し、友部養護学校  
高等部の生徒に情操教育を行っ  
ているほか、平日には保育所、幼  
稚園、一般にも開放している。18  
年度から20年度には、文部科学  
省の事業として畜産物の安全安  
心を保障する人材の育成教育に  
取り組んでいる。これら実践教  
育を受けた有能な獣医などがそ  
の知識を生かし、研究会や講  
習会を行い、さらに東大農学部  
では地域間交流を大学の重点施  
策として積極的に一般開放や公開  
講座を行っている。この人材教育  
のキャンパスが本市にあること  
は非常に大きな意義がある。施  
設側からも地域に密着し開かれ  
た研究施設にしたこと。本  
市としても地域の研究機関や農  
家と密接な連携を図り、高度な  
畜産研究の知識普及を推進して  
いきたい。特に酪農においては  
経営の向上が求められている中  
で、畜産振興の可能性を広く一  
つとして、連携が期待される。

笠間東工業団地の  
現状と今後について

**問** 笠間東工業団地に對  
する本市の考え方を伺  
う。現在まであまり入所企業  
が多くないように見受けられる  
が、その原因と対策は。さらに  
企業の誘致作業はどのように  
行っているのか。

**答** 市長公室長  
活力ある産業のまち  
づくりを目指し、優良企業の誘  
致を進め、新たな企業立地によ  
る地域の活性化と地域雇用の拡  
大、従業員の定住促進に向け  
て、地域に開かれた工業の振興  
を図っていききたい。現在、株  
式会社潤工社が1区画で操業、1  
区画購入した東亜工業株式会社  
は操業までには至っておらず、  
残る1区画を分譲していること  
ろ。残り区画では進出企業が見  
つかない状況だが、今後進出  
希望の企業の要望に答えられる  
ように進めていきたい。本市は  
県と連携を図り、PR活動を行  
い、企業からの問い合わせに応  
じ、現地案内などを行っている。  
企業誘致のさらなる推進のた  
め開発公社に企業誘致担当を設  
け、先月末に理事長である市長  
を先頭にセールスを実施してい  
る。今後も誘致活動に積極的に  
努めていく。

エコフロンティ  
アかさまにかかわ  
る現状について

**問** 施設に反対している  
住民について県・本市  
の認識とその対応状況について  
伺う。また反対住民との最大の  
争点とは何か。その争点に対す  
る解決のための具体的な方法と  
解決時期について伺う。

**答** 市民生活部長  
平成11年の県から福田地  
区を候補地とする正式要請から  
さまざまな機会を設け、市民から  
意見を聞いたとき、平成17年8月の  
開業に至った。その間、福田地  
区の方々には大変な心労をかけてお  
り、事業団と連携しながら、理解  
を得られるよう取り組んでいる。  
また、現在住民と事業団との間で  
裁判が継続中で、環境への影響が  
争点とされている。当施設では  
法基準を上回る独自  
の基準を設定し、そ  
の安全対策は日本有  
数の施設と確信して  
いる。今後とも市民  
の安心・安全を確保  
するため、施設の適  
正な稼働を監視して  
いくとともに、市民に  
その稼働状況を報告  
していく。現在の裁判  
の推移を踏まえ、住  
民と対話を持ちなが  
ら理解を得られるよ  
う対処していきたい。

裁判の争点である「環  
境への影響」とは具体  
的に何か。また監視委員会のあり  
方について、反対している住  
民が本当に納得するような公正  
公平な体制がとれないのか。

**答** 市民生活部長  
裁判の争点は、搬入さ  
れる廃棄物の有害性や危険性、  
有害物質が流出する危険性、溶  
融処理施設の欠陥である。さら  
にわき水の存在などがあり、こ  
のような状況に伴い、監視委員  
会が設置され、市報やHPでも  
お知らせしている。監視委員は、  
地元福田地区、大洲地区、飯田  
地区、大橋地区からの7名と学  
識経験者の12名で構成され、そ  
の内容は傍聴可能。また、地元  
には対策協議会などもある。今  
後とも、事業団と連携して地元  
対策に努めていきたい。



東京大学大学院農学生命科学研究科高等動物教育研究センター附属牧場



●笠間市の活性化の進め方について

市長は、本市の活性化を具体的にどのように進めていこうと考えているのか、その認識と具体策を伺う。

答

市長

市政を運営する上では、市民の意見を真摯に受けとめ、施策に反映していきたいと考え、主要な施策や事業の立案の際には、パブリックコメント手続制度を活用し、審議会、検討委員会を設置し広く市民の意見を頂いている。一方で、それらの審議会の会議の公開など、情報公開も積極的に進めている。さらに、市政懇談会などを通じて市民との対話も行っている。そういう中で本市の活性化についても市民の理解と協力を得て、行政改革や事務事業の見直しを図りながら、総合計画を軸実に進めていくことが必要である。

問

本市の産業活性化の具体的な事例は。また本市の特色の一つであるウラインガルテンの拡張計画はあるのか。また、新交通システムの運行計画はどのように進んでいるのか。

答

経済産業部長

現在、各種基本計画がある中で、特にグリーンツーリズム推進計画では観光と農業のコラボレーションを考えている。農林業部門は、米とワカメの生産、他の農産物の生産、

消費拡大を推進する上で大きな鍵を握っている。観光部門では、観光拠点の整備とネットワーク、受け入れ態勢の充実、観光PR、イベントの充実などを中心に事業に取り組み、商工会業関係では、食と文化のプロジェクト、笠間ファンクラブなどを実施している。しかしながら、産業の活性化は幅が広く、地道な作業。なかなか効果が見えにくい部分もある。それぞれの産業の活性化に向けて、県などと連携し、現状と課題を踏まえ事業を推進していく。

ウラインガルテンは運営7年目を迎え、拡張計画の要望もあるが、現時点ではソフト事業をより充実化し、拡張は考えていない。しかし、間伐材の利用促進や遊休地の活用を視野に入れ、簡易なセカンドハウスづくりの研究を立ち上げ模索する動きがある。

答

市長公室長

現在導入に向けて進んでいるワゴン車によるデマンド交通システムは、運行のエリア、車両の台数、料金などの概要についての協議を整え、現在は実際に運行するための調整を続け、配車システムの構築準備作業を進めている。内容が決定次第、運行の許可可の作業など具体的な準備に入っていく。できるだけ年明けには運行を開始できるように進めている。試行運行期間も設け、利用者の声を聞きながら改正を加えていきたい。

●多選問題と高額な退職金について

統一地方選挙で話題となった首長の高額多選問題や高額な退職金についての市長の考え方は。

答

市長

総務省の調査研究会で、連続3期以上を法的に制限することは合憲であるとの報告をまとめている。しかし、これまで長い期間問題提起されながら議論があまり進まなかった多選問題をわずか半年で結論づけたことについて、もう少し時間をかけて慎重に議論すべきではなかったかと思う。確かに、執行機関の最高責任者である首長の任務の長期化は、権力が肥大化し、適正なチェック機能が働かなくなる恐れがあり、行政に偏りが出る可能性が強くなるなどの意見もある。しかし、そのような弊害は政治家それぞれの資質によるものであり、一概に多選が原因ではないと考える。

常勤特別職の退職金は、茨城県市町村総合事務組合で44市町村が共同で事務を行っており、任期毎に支給される。退職金については、金額のみで議論されることが多いのだが、常勤特別職としての職務や職責に対し支給されるものであるため、両面からの議論が必要と考える。県内の支給率は栃木県と同率で、他県の状況と比較しても平均的

なものと考えている。ちなみに、私の場合は、給料を減額しており、退職金も同様に減額になる。

●参院選の結果を踏まえて

問

先の参院選の結果を市長はどのように受けとめ、反映された民意をどう読み取ったのか。

答

市長

参院選では年金問題、政治と金、地方と都市の格差などが争点とされた。選挙結果をみても、1人区で与党が大敗しており、三位一体改革、構造改革への不満かと受けとめている。地方において、中小企業に景気の拡大の影響は少なく、財政問題、少子高齢化による人口の減少、さらには医師不足など大きな課題が山積している。本市でも、課題の改善のため、市議会や市民の声を真摯に受けとめ、市政運営に取り組み、国や県と連携し、地方の現状、課題について、あらゆる場を通じて問題提起していきたい。

●母子家庭と生活保護世帯の増加について

本市の母子家庭の増加件数と増加率。生活保護世帯の増加件数と増加率。また、母子家庭に対して国もさまざまな打ち出しと予算配分がされているが、本市はどのような支援策を行っているのか。本市の独自性を強くアピールできる施策をつくってはどうか。

答

福祉部長

母子家庭は1124世帯(19年3月現在)。一年間に27世帯、2.4%増。生活保護世帯は415世帯562人(19年4月現在)で、対前年比13世帯2人、4.3%増。

母子家庭世帯への代表的な支援策の児童扶養手当がある。また、保育所・保育園の月額徴収金の軽減措置、保育所と放課後児童クラブへの優先的入所措置がある。また、県や笠間市母子・寡婦福祉会の事業などもあり、今後母子家庭の自立と生活安定に向けて支援していきたい。



笠間ブランド米のPRポスター



● 笠間市立病院  
について

問

全国的に公立病院の経営問題が新聞紙上をにぎわしているが、本市においても例外ではないと考える。そこで以下の4点について伺う。

①市立病院の今後の存続について、あわせてもし閉鎖された場合の保健事業の継続化についてどう考えているのか。②18年度の病院事業報告書の中で外来患者数の減少がみられるが、ここ5年間の入院、外来の延べ患者数の推移と増減は。③入院患者数についてベッドの利用率、つまり病床の稼働率は何%か。④市立病院受診患者を他の医療機関に紹介する割合はどのくらいなのか。また逆の紹介率は。

答

保健衛生部長  
市立病院については、笠間市行政改革大綱実施計画（公営企業の健全化）に基づいて、経営形態の見直しについて、有識者で組織する笠間市立病院のあり方に関する検討委員会に検討をお願いしているところで、本年度末までに提言を受けるところになっており、その提言が出た段階で本市の方針を決定するところになるので、現時点においては議論の最中であるというようにご理解いただきたい。

病院の入院延べ患者数は、14年度54555人、15年度56700人、16年度47700人、17年度43511人、18年度44499人であり最大の15年度と最小の17年度では1319人、23%の減となる。外来延べ患者数は14年度2万8476人、15年度2万7907人、16年度2万6126人、17年度2万2296人、18年度2万1912人で、最大の14年度と最小の18年度を比べると6564人、23%の減となる。なおこの間に医者数の減があり、14年、15年、16年7月までは常勤医師3名と非常勤医師1名であったが、16年8月以降は常勤医師2名と非常勤医師1名で診療を行っているが、国は近年、保険医療費圧縮のため自己負担割合の引き上げや患者数の減を図るため、薬剤処方期間の長期化などを行っており、外来患者数の減は全国的な傾向となっている。

病床数は30床で、最大で年間に入院できる延べ患者数は1万9500人となるが、実際の入院延べ患者数は先に述べたとおりである。病床の稼働率は14年度50%、15年度52%、16年度44%、17年度40%、18年度41%である。なお病床稼働率に直接関係はないが、市立病院では積極的に訪問診療を行っており、在宅で20数名診察している状況である。

市立病院では昨年度304件の紹介しており、紹介先はおおむね90%が県立中央病院で、

その他では水戸市の済生会病院、茨城町の水戸医療センターなどである。また、紹介を受けた件数は、市内の医療機関などからの入院紹介などがあり、数十件と思われる。

● 子育て支援について

問

先日、子育て支援についての研修会に参加したが、具体的に何をすることが子育て支援なのか見えにくい。また現在は母子、父子家庭、核家族の増加に伴って、自分がかつた子どもの教育をしていた頃と比べると、家庭環境は随分違ってきており、親と子どもと人との関係が希薄になってしまっている状況と考える。こうした悪循環を改善するためにも高齢者と子どもとの交流拠点の構築を考えていく中で、今後の地域づくりの一つとして、高齢者と子どもが共に交流できる場所を提供し、人と人とのコミュニケーションがとれるようになることがよいのではないかと思う。そこで今現在どのような交流の場所があるのか伺いたい。

次に、学童保育について現在どれくらいの児童が利用しているのか。また学童保育に関する問題点があればあわせて伺う。

答

福祉部長  
高齢者と子どもとの交流拠点の構築については、少子高齢化が急速に進展し、地域のつ

ながりが希薄になりつつある中で、その必要性については十分認識している。現在高齢者と子どもとの触れ合い事業として、各保育所を利用している夏の夕涼み会、運動会、クリスマス、発表会などにお年寄りを招待し子どもたちと一緒に楽しんでもらう事業を展開しているところである。

他市の状況にあるようなミニコミュニケーションが図れる場所の提供や取り組みについては、本市の現有公共施設の有効活用を含めて、先進事例を研究しながら、今後支援の検討を進めていきたい。

学童保育、いわゆる放課後児童クラブは、小学生の低学年を対象に、昼間労働などにより家庭での児童育児に欠ける方を対

象に市内に14カ所、NPOで1カ所である。

現在の保育児童数は、公立で9月1日現在、保育児童数470名。内訳は、1年生155名、2年生143名、3年生111名、4年生48名、5年生10名、6年生3名。

課題としては、4年生以上の入所希望者がいても、場所の確保に物理的な制限があり、定員に達した場合、入所できないことがある。保育スペースの問題は、市の負担も大きいこともあり、早急に解決することができない現状ではあるが、なるべく要望に応え、今後学校や関係機関と協議し、学童保育の健全発展のために尽くしていきたい。



笠間市立病院



●支所の扱いについて

問

岩間支所庁舎利活用に関する検討報告書が出された。岩間支所の利活用は図書館やボランティア施設も含め、いろいろな検討結果が出ている。これは非常に合理的でいいことであり、合併の姿であると思う。例えば、老朽化しているから建て替えるという論法だけではなく、この際、合併と同時に合理化を目指すというところが、非常にすばらしい改革の一つだと思う。

答

市長

合併後1年以上空きスペースがある岩間支所の利活用の方向性を早急に決定しなければならぬと考え、利活用検討委員会を設置し、協議を進め、委員会から意見報告があった。内容は、公民館、図書館機能を基本として、可能であればボランティア活動拠点、子育て支援

機能を加えた複合的施設としての活用を提案するというもの。この答申では、岩間地区でのアンケート調査なども実施し、40件中31件が公民館、図書館への活用という意見であった。それらも踏まえて協議し集約した答申である。このような答申に基づき、現在図書館、公民館を含めた複合的な施設ができるか検討している。

選挙のときに、公民館の建て替えという話を私がした件は、岩間地区の方々から私の耳に入ってきたのは、公民館が老朽化している、図書館がかりしたものが欲しいという意見である。もちろん新しいものに建て替えるのも一つの方法。既存の空きスペースを測って、そういうものを公民館と図書館の機能が果たすことができれば、それも一つの方法だと思っている。

問

笠間支所の老朽化の問題をどう考えているか。

答

市長

笠間支所は、当面補修などしながら使用していく考えであるが、築後40年が経ち、旧耐震基準で建てられ、設備の老朽化も進んでいるので、整備する必要がある。その際は、笠間市役所基本構想にあるとおり、現庁舎は取り壊しを基本と考えられている。なお整備に当たっては支所の組織機構に基づいた整備

計画を立てる必要があるが、現在の市の将来組織機構、規模や機能について庁内レベルの議論をスタートさせたところである。

●教育施設の充実について

問

現在、中学校校舎建設工事及び建設計画が進められているが、立派な建物（校舎）をつくった、しかし自身がなくては学校教育そのものが形骸化してしまうのではないか。

平成8年度の児童生徒数が9047名、19年度が6886名である。今後の予測推計でも、32年度5726名、11600人の児童生徒数が減少するということ。今の段階の小学校14、中学校7、計21校の状況を踏まえたままですと、学級数が現在の2000から1100に減ってしまう。同じように学校を建てると、子どもは少ないのだから、箱（校舎）が大きくなって中身がないということになってしまう。見解を伺う。

答

教育次長

児童生徒の今後の推計を考えると、将来的には笠間・岩間・友部地区においても、児童生徒の推移に応じて複合施設的なものとか小中一元化とか、一つの施設を共同して使っていくようなことも、今後考えていく必要があるのではないかと考えている。

問

市内には新交通システムの計画がある。エリアを七つにして約1時間で車両10台で回るシステム。これに対し、小中一元を考え、構想した場合、七つのエリアというのは中学校の7校に匹敵する。その7校と14ある小学校でエリアをつくり、スクールバスを導入したりするなどすれば、防犯の面など、安全・安心の面からみても、中身の濃い学校教育エリアができればすばらしいと思う。そのような多くの児童生徒が合併前の1市2町のエリアを越えて学ぶことのできるような一つの施設を考えているか。

答

教育長

少子化に伴って、学校の位置は今のままでいいかどうかという課題意識は持っている。来春、県立の中高の一貫校が本県でも2校スタートする。学校の制度がいろいろ変わり、そういう中で幼小中高校が連携する、接続をするという教育の大事さということも言われている。

そういう中で、本市でも小中学校という設定ができないか



岩間支所の開きスペース

ということも、検討の中で考えていることである。ただ、学校というのは、地域の思いや願いがどうしてもある。そういう中で私どもは、子どもたちにとってどのような教育環境で育っていくのかが、最善なのかということを考えてながら、これから時間をかけながら検討していきたい。また、例えば今後のまちづくりの中で、市内の児童生徒が増えるということが出てくるかもしれない。そういうことなどの兼ね合いを考えながら、計画を立てていきたい。



●市長あての私書箱設置を

問

多数の市民より、時間ごとく、市政懇談会に参加できなかった。市政懇談会に参加はしないが、市長に意見、要望を渡せないかなどと聞かれることがある。また、いろいろな窓口に行く、まじめに一生懸命対応してくれる職員がいるが、一方で職務以外の話をしている、手伝おうとしない職員がいる。大変見苦しく、直接市長に現状を訴えたいとの市民の声がある。

以上二つのことにより、広報かさまの中に手紙のスペースを設け、無料で、できれば無記名で市長あてに届くようにしてほしいが、市長の見解を伺う。

答

市長 市民の意見を尊重し、市政に反映していくということが大変重要であるとも考えている。広く市民の市政に対する意見・要望をいただくために、市政懇談会をはじめ各種施策の取り組みを行っている。また、今年度から行政区や広域団体からの申し込みに応じて開催する懇談会なども用意している。そのほか、ホームページを介した電子メールや手紙のほか、本所、支所に意見箱を備えつけ、気軽に意見、要望をいただきたいという。そのいただいた内容は、年2回広報紙に掲載し、市民に報

告している。現在行っている広聴活動は、市政運営上大変重要になっており、また重要であり、成果も上がっていると考えている。

今後、広聴活動をさらに充実していくためには、広報かさまの中に、意見や要望を募集している手段があるという旨の掲載をして、市民への周知を図っていききたい。

問

市長あての私書箱をとは、市民だけの話ではなく、内部の意見もある。無記名、無料でということが職員の本音の投書もできるのではないかと思うが。

答

市長 意見箱やメールなどでは、匿名もあるし、名前を出していただいているものもある。市長に直接いろいろな意見・要望・批判を含めて言いたいと思っている方は大勢いるのも事実だと思う。

市民の声なき声に耳を傾けていくことは、政治の根幹だと私は思っている。あらゆる手段を通じて、市民というのは職員も含めて、意見を聞きやすい形、相手からすれば言いやすい形をとってきたい。

●小中学校にソーラー発電を

問

京都議定書が採択されてから、文部科学省

が所管となり、地球温暖化問題に対応する学校施設でも環境負荷の低減が求められていることから、環境を考慮した学校施設の整備推進事業、通称エコスクール事業が農林水産省、経済産業省が連携協力して開始され、今日では環境省が加わり、実施されている。

近年、学校施設では、パソコンの使用や書き対策のためのエアコンの設置が増え始めており、温暖化が進めば多くの学校で設置することとなり、電力消費量の増大が温暖化に拍車がかかることから、電力消費量を抑え、CO<sub>2</sub>排出削減対策のため、多くの自治体ではエコスクール事業においてソーラー発電を設置する学校が増えている。また、最も感性が豊かで吸収力に富み、想像力が大きく伸びる子ども

の時代に、学校教育の場で環境学習、環境教育を行うのは非常に重大である。

本市でも、学校施設の電力消費量の一部をソーラー発電で補うことで、CO<sub>2</sub>排出削減に努める一方、ソーラー発電施設を媒体として保護者や地域住民の方々に温暖化問題への意識啓発を図るとともに、災害時には小中学校は避難所にもなっている。災害対策の非常用電源としても、小中学校にソーラー発電を設置してはどうか。

答

教育次長 現在、太陽光発電の

学習は、小学4年生と中学3年生の理科の授業で取り扱っている。クリーンエネルギーである太陽光発電について、授業の中で実験や体験を通して楽しみながら学習しており、このような経験を積んで、環境に対する認識を培ってほしい。

問

今現在小中学校の建て替えや耐震補強をやっている。エコスクール事業という補助事業もあるので、ぜひあわせて考えてほしい。それ

答

教育次長 現在、ソーラーシステムを教材として取り付けている学校は大原小学校だけである。発電の仕組みを子どもたちが学べるよう設置している。また、余剰電力については、東京電力に買い上げてもらっているが、年間になると、本当に微々たる料金である。

環境教育の教材として模範的なもので発電の仕組みや、環境に優しいエネルギーという教育環境を整えた方が、子どもたちの教育上はいいのではないかと考えている。



庁舎に設置されている“市民のご意見箱”

# 傍聴のご案内

市議会ではどなたでも傍聴できます。議会では皆さんの生活に直結した重要な問題が審議されています。市政を身近に知るためにも議会を傍聴してみたいはいかがでしょうか。

## ● 手続きは簡単です

本会議開催当日に、市役所3階の受付で住所・氏名などを記入し、傍聴券の交付を受けて傍聴席にお入りください。定員は、記者席を含めて36席です。

## ● 傍聴される方へのお願い

議会には傍聴に関する規則があります。規則を守って傍聴することをお願いします。

## 請願・陳情

市政などについて要望があるときは、だれでも市議会に申し請願・陳情を行うことができます。

請願・陳情は、文書で行うことになっていますので、次の請願・陳情書の作成・提出方法を参考にしてください。

### ● 請願・陳情書の作成・提出方法

1. 請願・陳情書には、特に決められた様式はありませんが、次の書式例を参考に作成してください。
2. 請願・陳情書には、日本語を用いて件名、請願・陳情の要旨、提出年月日、請願・陳情者の住所、氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）、電話番号を記入し、請願・陳情者が押印して、笠間市議会議長あてに提出してください。なお、提出される方が複数の場合は、ほか〇人と記入して、署名簿を添付するか連署してください。ただし、個人においては、署名することにより、押印を省略することができます。
3. 請願書には、紹介議員（1人以上）の署名又は記名押印が必要です。陳情書には紹介議員は必要ありません。
4. 署名簿には押印が原則ですが、拇印も認めます。

### 請願・陳情の書式例

〇〇〇に関する請願書  
(陳情書)

紹介議員  
笠間市議会議員  
氏名(署名又は記名押印)

陳情書に紹介議員は  
必要ありません

〇〇〇に関する請願書  
(陳情書)

(要旨)

平成 年 月 日  
笠間市議会議長 様

請願・陳情者  
住所  
氏名(署名又は記名押印) ほか〇人  
電話番号

住 所	氏 名	印

### ● 請願・陳情の取扱い

1. 笠間市議会では、陳情も請願と同様に取り扱います。ただし、持参されたものについては審査をいたしますが、郵送されたものについては、議員に配布のみとし、議員活動の参考にします。
2. 持参いただいた請願・陳情については、文書表にして本会議に提出、所管の委員会に付託し、審査の後、その審査結果に基づき、本会議で採択、不採択の結論を出します。
3. 結論が出されたものについては、その旨を請願・陳情提出者及び市長、関係機関にお知らせします。

## 編集後記

9月の定例議会も活発な論議が交わされました。

先の自主解散といい、現在設置されている議員定数等調査特別委員会といい、着実に、市民の声が議会の中で反映される流れになっています。

日本の憲政の父、尾崎弐(に)之(に)介(に)は叫んだ、「思想が進歩すれば云々(うん)迄(に)もなくその国は隆運(りゆうん)に向い、又思想が退歩すれば即ち滅亡(めつぼう)に傾(かたむ)く」と。

根本は民衆の思想にある、との言です。

健全でたくましく豊かな思想をいかに育てていくことができるか、激流の中を生きる現代人にとって、最も心すべき事であると考えます。

(野口 圓)

### 議会だより編集委員会

委員長 町田 征久  
副委員長 鈴木 裕士  
委員 鈴木 安夫  
委員 野口 圓  
委員 鈴木 貞夫  
委員 西村 猛  
委員 横倉 一  
委員 杉山 秀